

重要事項説明書

通所リハビリテーション（介護予防）

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名	介護老人保健施設 しょうじゅの里大和
開設年月日	平成15年9月1日
所在地	大和市上和田2633
電話番号	046-268-8666
FAX番号	046-268-8005
管理者	岡本 裕一
介護保険指定番号	介護老人保健施設 第1453080025号

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるように、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設 しょうじゅの里大和 通所リハビリテーションの運営方針]

施設運営の主旨である居宅での生活の継続を目的に、リハビリテーション等を通じて心身機能の回復又は維持ができるよう運営を図る。

(3) 施設の職員体制 （令和8年1月5日）

職種	常勤換算	常勤	非常勤	業務内容
医師（施設長）	1.4	1	2	必要な医療の提供
介護職員	7.9	4	5	必要な介護の提供
理学療法士及び 作業療法士	1.2	6		機能訓練の提供
看護師	0.5		1	必要な看護の提供

（４）営業日及び営業時間

- ① 祝祭日を含み毎週月曜日から土曜日までの６日間を営業日とする。
（但し年末年始・12月29日～1月3日を除く）
- ② 営業日の午前8時から午後5時までを営業時間とする。
- ③ サービス提供時間は、開始を午前9時50分、終了を午後4時とする。

（５）通所定員 25名

（６）通常の事業の実施地域

大和市、藤沢市、綾瀬市、横浜市瀬谷区、横浜市泉区、横浜市旭区上川井町とする。

2. サービス内容

- ① 通所リハビリテーション計画の立案
- ② 食事（昼食 12時00分から13時00分）
- ③ 入浴
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション・レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑨ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由によりご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑩ その他

※これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

《サービス利用の中止》

- ① 利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに所定の連絡先までご連絡ください。
※連絡先 TEL 046-268-8666 しょうじゅの里大和 通所
- ② 発熱、嘔吐、下痢等の体調不良がみられた場合、サービスの利用をご遠慮いただくことがあります。

3. 利用料金 利用料金等は、介護報酬改定等により変更する場合があります。その際は、別紙利用料金表にて通知します。

(1) 基本料金

① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び利用時間によって利用料が異なります。） [6時間以上7時間未満]

要介護1（別紙利用料金表の通り）

要支援1（別紙利用料金表の通り）

要介護2（別紙利用料金表の通り）

要支援2（別紙利用料金表の通り）

要介護3（別紙利用料金表の通り）

要介護4（別紙利用料金表の通り）

要介護5（別紙利用料金表の通り）

② 入浴加算Ⅰ、Ⅱ

入浴を実施した場合、また入浴に対する取り組みを実施した場合に算定します。

③ リハビリテーション提供体制加算

通所リハビリテーションのサービス提供時間に応じて、リハビリ職員の体制の取り組みを実施した場合に算定します。

④ リハビリテーションマネジメント加算（ロ）

質の高いリハビリテーションの提供の要件に沿って継続的な取り組みを実施した場合に算定します。

⑤ 短期集中個別リハビリテーション実施加算

利用者がリハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患などの為、入院（所）していた場所からの退院（所）日又は認定日から起算して3ヶ月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合に算定します。

⑥ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算

認知症であると医師に判断された方で、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された方に対して、退院（所）日又は通所開始日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的に行った場合に算定します。

⑦ 中重度者ケア体制加算

中重度の要介護者を受け入れ体制を構築し、リハビリテーションを行った場合に算定します。

⑧ 運動器機能向上加算（介護予防）

運動器の機能向上を目的として個別的に実施されるリハビリテーションで、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合に算定します。

⑨ 栄養アセスメント加算

管理栄養士の体制及び多職種が共同して栄養に関する取り組みを実施した場合に算定します。

⑩ 口腔・栄養スクリーニング加算

当該利用者の口腔・栄養状態に係る取組を実施して、情報を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定します。

⑪ 科学的介護推進体制加算

厚生労働省が定める取り組みにて、有効なサービス提供を実施した場合に算定します

- ⑫ サービス提供体制強化加算
サービス提供にあたる職員の資格や勤続年数の割合に応じて、所定の単位数を算定します。
- ⑬ 介護予防通所リハビリテーションの長期利用減算
利用開始日に属する月から12月を超える場合に算定します。
- ⑭ 送迎減算
送迎を行わない場合に算定します。
- ⑮ 介護職員処遇改善加算Ⅱ
所定総単位数に8.3%を乗じた単位数を加算します。

(2) その他の料金

- (ア) 食費 750円
- (イ) 茶菓代 105円
- (ウ) 教養娯楽費 実費

【支払い方法】

利用された翌月に1か月分の請求書を発行いたします。

お支払方法は、振込（三菱UFJ銀行）、または口座引落（横浜銀行）にてお支払いください。

4. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようしております。

【協力医療機関】

- 〔名 称〕 桜ヶ丘中央病院
- 〔住 所〕 大和市福田1-13-3

【協力歯科医療機関】

- 〔名 称〕 三保の森クリニック
- 〔住 所〕 横浜市緑区三保町195-1

◎緊急時の連絡先

「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

5. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会
- ・飲酒・喫煙
- ・火気の取り扱い
- ・設備・備品の利用
- ・金銭・貴重品の持ち込み
- ・宗教活動

- ・ペットの持ち込み
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。

6. 非常災害対策

- ・防火設備 スプリンクラー、消火器、消火栓等の設備があります。
- ・防火訓練 年2回（利用者も含めて実施）

7. 禁止事項

当施設では多くの方に安心して通所リハビリテーションを利用して頂く為に、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8. 通所リハビリテーションサービスについて

◇ 介護保険証・負担割合証の確認

ご利用のお申し込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証・介護保険負担割合証を確認させていただきます。

◇ 通所リハビリテーション（介護予防）についての概要

通所リハビリテーションについては、要介護者及び要支援者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するに当たっては、利用者にかかわる医師及び理学療法士・作業療法士その他専ら通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・扶養者（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようにします。

◇ 事故発生時の対応

サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、又は他の専門的機関での診療を依頼します。また、当施設は利用者の家族等、利用者又は扶養者が指定する者及び関係する行政機関へ速やかに連絡します。

◇ 要望又は苦情等の申し出

当施設には相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

【電話】 046-268-8666 【担当】 通所 相談員

要望や苦情等は相談員にお寄せいただければ速やかに対応いたしますが施設に備えつけられている「ご意見箱」に投函して申し出ることもできます。

公的機関においても、次の機関に苦情申し出等ができます。

○大和市役所 健康福祉部 介護保険課
大和市下鶴間1丁目1番1号
(TEL)046-260-5170

対応時間：月～金(祝祭日・年末年始を除く)/ 8:30～17:00

○介護サービスにおける苦情相談

神奈川県国民健康保険団体連合会（国保連）
介護保険課（苦情相談 直通ダイヤル）
横浜市西区楠町 27-1
(TEL)045-329-3447

対応時間：月～金(祝祭日・年末年始を除く)/ 8:30～17:15

◇ 他機関・施設の連携

協力医療機関への受診

当施設では、桜ヶ丘中央病院に協力をいただいておりますので、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

◇ 身体の拘束等

当施設は、利用者に対し身体拘束を行いません。

◇ 高齢者虐待防止

当施設は、利用者への虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を月1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- ・虐待防止のための指針を整備する。
- ・虐待を防止するための研修を年2回以上実施する。
- ・前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

◇ 業務継続計画

当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。また従業員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

◇ 秘密の保持

当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を定め、適切に取り扱います。また、正当な理由

なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ・ サービス提供困難時の事業所間の連絡、紹介等
- ・ 居宅介護支援事業所等との連携
- ・ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ・ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医への連絡等
- ・ 生命・身体の保護のため必要な場合

（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとします。

◇ 緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

【 説明確認欄 】

年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 所在地 大和市上和田 2 6 3 3

事業者名 介護老人保健施設 しょうじゅの里大和

説明者 _____ (印)

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり説明・交付を受け同意しました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

代理人又は立会人

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

初 版	平成 15 年 9 月 1 日	より施行
第 2 版	平成 17 年 10 月 1 日	改定
第 3 版	平成 19 年 8 月 1 日	改定
第 4 版	平成 20 年 3 月 1 日	改定
第 5 版	平成 21 年 4 月 1 日	改定
第 6 版	平成 24 年 3 月 1 日	改定
第 7 版	平成 24 年 4 月 1 日	改定
第 8 版	平成 24 年 9 月 1 日	改定
第 9 版	平成 26 年 4 月 1 日	改定
第 10 版	平成 29 年 4 月 1 日	改定
第 11 版	平成 31 年 4 月 1 日	改定
第 12 版	令和 3 年 4 月 1 日	改定
第 13 版	令和 3 年 10 月 1 日	改定
第 14 版	令和 4 年 10 月 1 日	改定
第 15 版	令和 5 年 4 月 1 日	改定
第 16 版	令和 6 年 1 月 1 日	改定

通所リハビリテーション（介護予防）

しょうじゅの里 大和

重要事項説明書

第 17 版	令和 6 年	6 月 1 日	改定
第 18 版	令和 7 年	4 月 1 日	改定
第 19 版	令和 8 年	1 月 5 日	改定